

公的職業訓練（ハロートレーニング）に関するご相談は、 「コロナ対応ステップアップ相談窓口（4番窓口）」を ご利用ください

「コロナ対応ステップアップ相談窓口」は、ハロートレーニングに関する総合的なご相談をはじめ、新型コロナウイルスの影響を受けて離職された方・休業を余儀なくされた方・シフト制で働く方や、地方公共団体等で臨時的に雇用されている方の職業訓練に関するご相談、職業訓練受講給付金に係る要件の確認や手続きを行う専門の窓口です。

■ 求職者支援制度のご案内 ～働きながらステップアップ～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
（月10万円）



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

給付金を受け取るには手続き及び支給要件があります。
事前に「コロナ対応ステップアップ相談窓口」でご相談ください。

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です。
なお、地方公共団体等で臨時的に雇用されている方については、「固定収入8万円以下」の規定はありません。